

改定履歴

ウィブル証券株式会社

■改定日：2025年12月13日

【改定の趣旨】

- 本人認証に関する定めの一般化（証券総合取引約款）、多要素認証の記載の移設（証券総合取引約款からインターネット取引規程へ）。
- 外国証券等に係る配当金等の受取りについて 2030 年 10 月 1 日以降は支払開始日から 5 年が経過すると権利が消滅する旨の約款への反映（外国証券取引口座約款）
- 米国株式 24 時間取引における（米国株式 24 時間取引説明書）
- その他、誤記訂正及び文言統一。

【改定内容】

書面名：証券総合取引約款	
改定前	改定後
<p>(本人認証と本サービスの利用)</p> <p>第7条 当社は、当社が定める方法により、<u>お客様があらかじめ指定した社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインID、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード、取引パスワード及び当社が都度発行する認証コードの入力によりお客様の本人認証を行います</u>（以下「多要素認証」といいます。）。</p> <p>2 お客様は、当社が前項の<u>多要素認証</u>をした場合に限り、本サービスを利用することができ<u>ます</u>。これらの多要素認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。<u>なお、ログインID等を失念されたときは、速やかに当社までお申し出下さい。</u></p> <p>3 電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。</p>	<p>(本人認証と本サービスの利用)</p> <p>第7条 当社は、当社が定める方法によりお客様の本人認証を行います。</p> <p>2 お客様は、当社が前項の<u>本人認証</u>をした場合に限り、本サービスを利用することができます、これらの多要素認証が完了しないときは、当社は、お客様の本サービスのご利用をお断りします。</p> <p>3 <u>前項の定めに關わらず、電話でのお問い合わせの場合は、お客様が当社のクライアントサービス担当者に対し口頭で伝えたお客様に関する情報と当社における届出事項とを照合する方法その他当社所定の方法により本人認証を行います。</u></p>

<p>4 お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインID、パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</p> <p>5 インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたっては、金商法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付する、またはお客様から徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に定める電磁的方法による交付、または徴求を原則とし（以下「電子交付サービス」といいます。）、お客様には当該方法に別途ご同意いただくものとします。また、電子交付サービスによらず、書面での交付（郵送）を希望される場合には別途所定の手数料をいただく場合があります。</p> <p>(解約事由)</p> <p>第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。</p> <p>①～⑩ （省略）</p> <p>⑪ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき。<u>この場合、一定期間、お客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。</u></p> <p>⑫～⑯ （省略）</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第40条 前条に基づき、各契約が解約となつた場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。</p> <p>①・② （省略）</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(解約事由)</p> <p>第39条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知、催告なく本約款に定める各契約は解約されるものとします。</p> <p>①～⑩ （現行どおり）</p> <p>⑪ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき。<u>（一定期間にわたりお客様と連絡が取れない等やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合を含みます。）</u></p> <p>⑫～⑯ （現行どおり）</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第40条 前条に基づき、各契約が解約となつた場合のお手続きは、次の各号のとおりとします。</p> <p>①・② （現行どおり）</p>
--	---

<p>③ 前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合<u>ない</u>しお客様が任意で売却<u>移管</u>に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。</p> <p>④ (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ お客様の<u>認証コード等</u>の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>⑥ 本約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、<u>もしくは無効</u>としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合</p> <p>⑦～⑫ (省略)</p>	<p>③ 前条第1項各号に定める理由により契約を解除する場合で、かつ保護預かり証券の残高がある場合<u>又は</u>お客様が任意で売却<u>もしくは</u>移管に応じない場合には、保護預かり証券の残高は、当社の任意によりお客様の計算において、売却できるものとします。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第41条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ お客様の本人認証のための情報又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 本約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項から第4項までの規定に基づき、<u>お客様のサービス利用をお断りし</u>、お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合</p> <p>⑦～⑫ (現行どおり)</p>
書面名：外国証券取引口座約款	
改定前	改定後
<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 配当金等の支払いは、現金による場合は</p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 配当金等の支払いは、現金による場合は</p>

<p>すべて現地通貨により行います。また、株式現物による配当の場合は、配当として受け取る株数に小数点第6位以下の端数が生じたときは、当社の任意で換金した上で現地通貨にて支払います。</p> <p>(新 設)</p>	<p>すべて現地通貨により行い、株式現物による配当の場合は、配当として受け取る株数に小数点第6位以下の端数が生じたときは、当社の任意で換金した上で現地通貨にて支払います。</p> <p><u>4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。</u></p> <p><u>5～7 （現行どおり）</u></p> <p><u>8 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p>
<p>(コーコーポレート・アクション発生時の取扱い及び権利の処理等)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 前項にいうコーコーポレート・アクションが行われる場合及び行われた場合の権利の処理は次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>⑤ 第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第<u>4</u>項まで及び第<u>6</u>項の規定に準じて処理します。</p> <p>⑥ (省 略)</p>	<p>(コーコーポレート・アクション発生時の取扱い及び権利の処理等)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 前項にいうコーコーポレート・アクションが行われる場合及び行われた場合の権利の処理は次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第<u>5</u>項まで及び第<u>7</u>項の規定に準じて処理します。</p> <p>⑥ (現行どおり)</p>

<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使)</p> <p>第10条の2 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国証券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、<u>申込者</u>が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は<u>申込者</u>が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第11条 寄託証券等の発行会社から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知</p>	<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使)</p> <p>第10条の2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国証券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、<u>お客様</u>が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合、又は<u>お客様</u>が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</p> <p>(株主総会の書類等の送付等)</p> <p>第11条 寄託証券等の発行会社から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知</p>
---	---

<p>は、株式事務取扱機関が<u>申込者</u>の届け出た電子メールアドレスあてに送付ないしはウィブル証券アプリのお客様の画面上でお知らせします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(選別基準に適合しなくなった場合の処理)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は<u>申込者</u>が権利を有する当該外国証券を<u>申込者</u>の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に<u>申込者</u>に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</p> <p>3 当社は、前項の売却に要した実費を<u>申込者</u>に請求することができるものとします。</p> <p>(口座開設後にお客様が米国人となる場合の取扱い)</p> <p>第44条 お客様が口座開設後に日本<u>の非居住者</u>又は米国人（米国に納税義務のある者を含みます。）となった場合、保有銘柄についてはすべて売却し、口座は閉鎖するものとします。なお、お客様が保有銘柄の売却に応じない場合には、当社の任意で、お客様の計算により売却できるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第45条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ (該当ある場合) 当社所定の書類に<u>押印</u>した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、証券の売</p>	<p>は、株式事務取扱機関が<u>お客様</u>の届け出た電子メールアドレスあてに送付し又はウィブル証券アプリのお客様の画面上でお知らせします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(選別基準に適合しなくなった場合の処理)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社は<u>お客様</u>が権利を有する当該外国証券を<u>お客様</u>の計算で売却することができるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前に<u>お客様</u>に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。</p> <p>3 当社は、前項の売却に要した実費を<u>お客様</u>に請求することができるものとします。</p> <p>(口座開設後にお客様が米国人等となる場合の取扱い)</p> <p>第44条 お客様が口座開設後に日本<u>国内に住所を有しない者</u>又は米国人（米国に納税義務のある者を含みます。）となった場合、保有銘柄についてはすべて売却し、口座は閉鎖するものとします。なお、お客様が保有銘柄の売却に応じない場合には、当社の任意で、お客様の計算により売却できるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第45条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ (該当ある場合) 当社所定の書類に<u>押なつ</u>した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、証券の</p>
---	---

<p>買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p>⑤～⑧ (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p>⑤～⑧ (現行どおり)</p>
<p><u>附則 (2025年12月6日)</u></p> <p>1 <u>第7条第8項の規定は、2030年10月1日より効力を発するものとする。</u></p> <p>2 <u>第7条第8項（第8条第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定は、その効力を発する日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第2項第2号及び第3号により売却処分した代金をいう。）についても準用する。</u></p>	

書面名：インターネット取引約款

改定前	改定後
<p>(本サービスの利用条件)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>本サービスは、ユーザーID、パスワード、住所、氏名等が、事前に当社にお届けいただいた内容と一致した場合にのみ利用することができます。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(本サービスの利用条件)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>お客様は、当社が定める方法により、お客様があらかじめ指定したログインID、当社が発行した口座番号、お客様の指定したログインパスワード又は取引パスワード等の組合せに加え、当社が定める追加的な方法により本人認証を行い、当社によりお客様本人であることが認証された場合に限り、本サービスを利用することができます。</u></p> <p>4 <u>お客様は、自己の責任において、本サービスに関するログインID、ログインパスワード、取引パスワード、お問い合わせ番号等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。</u></p>

<p>(サービス利用の制限等)</p> <p>第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること、又は及び、お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。</p> <p>①～⑦ (省略)</p> <p>⑧ 第<u>16</u>条第2項、第<u>21</u>条、第<u>23</u>条、<u>第25</u>条のいずれかに該当する場合</p> <p>⑨～⑫ (省略)</p>	<p>(サービス利用の制限等)</p> <p>第28条 お客様が当社役職員に対して、暴言、誹謗、中傷、威圧的もしくは脅迫的な言動又は不当な要求を行った場合には、当社は、当社役職員による本サービスの内容等に関する説明や案内を中止すること<u>若しくは</u>お客様による本サービスのご利用を制限し又は停止することができます。お客様がSNS又は掲示板サイト等を利用し、当社もしくは当社の役職員への誹謗、中傷又は当社もしくは当社の役職員の名誉もしくは信用を毀損する内容の書き込み等を行った場合も同様とします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第29条 当社は以下の場合、お客様に生じた損害についてはその責を負わないものとします。</p> <p>①～⑦ (現行どおり)</p> <p>⑧ 第<u>17</u>条第2項、第<u>18</u>条の<u>2</u>、第<u>23</u>条<u>又は</u><u>第25</u>条の<u>いずれか</u>に該当する場合</p> <p>⑨～⑫ (現行どおり)</p>
---	---

書面名：米国株式24時間取引説明書

改定前	改定後
<p>1. A T Sとは</p> <p>Alternative Trading System（以下「A T S」といいます。）は「代替取引システム」といった意味で、米国における金融商品取引では一般的に取引所に対する私設取引所全般を指します。A T Sが提供するサービスは運営業者により異なりますが、取引所取引の取引時間外でも注文を執行するA T Sもあり、こうした業者を利用することで、当社では日本の日中でも米国株式取</p>	<p>1. A T Sとは</p> <p>Alternative Trading System（以下「A T S」といいます。）は「代替取引システム」といった意味で、米国における金融商品取引では一般的に取引所に対する私設取引所全般を指します。A T Sが提供するサービスは運営業者により異なりますが、取引所取引の取引時間外でも注文を執行するA T Sもあり、こうした業者を利用することで、当社では日本の日中でも米国株式取</p>

引を行うことを可能としています。当社で提供するA T SはBlue Ocean ATS, LLCによって運営されています。	引を行うことを可能としています。当社で提供するA T SはBlue Ocean ATS, LLCまたはBruce ATS <u>又は</u> Bruce Markets LLCによって運営されています。
書面名：投資信託受益権振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご提出ください。</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p>
書面名：振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>投資信託受益権</u>の償還期日又は線上償還期日において振替を行うもの</p> <p>(4) <u>投資信託受益権</u>の償還期日、線上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている<u>振決国債</u>について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)・(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>振決国債</u>の償還期日又は線上償還期日において振替を行うもの</p> <p>(4) <u>振決国債</u>の償還期日、線上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご提出ください。</p>

<p>(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき<u>投資信託受益権</u>の銘柄及び金額 (2)～(5) (省略)</p> <p>3 前項第1号の金額は、その<u>投資信託受益権</u>の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 当社に<u>投資信託受益権</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに<u>投資信託受益権</u>の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>(担保の設定) 第8条 お客様の<u>投資信託受益権</u>について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</p> <p>(抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該<u>投資信託受益権</u>について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>（差押えを受けたもののその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び</p>	<p>(1) 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき<u>振込国債</u>の銘柄及び金額 (2)～(5) (現行どおり)</p> <p>3 前項第1号の金額は、その<u>振込国債</u>の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 当社に<u>振込国債</u>の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに<u>振込国債</u>の振替の申請があったものとして取り扱います。</p> <p>(担保の設定) 第8条 お客様の<u>振込国債</u>について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。</p> <p>(抹消申請の委任) 第9条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>について、償還、繰り上げ償還又は定時償還が行われる場合には、当該<u>振込国債</u>について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任いただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きをさせていただきます。</p> <p>(元利金の代理受領等) 第10条 振替決済口座に記載又は記録されている<u>振込国債</u>（差押えを受けたもののその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金</p>
--	---

<p>利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p>	<p>の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 当社は前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>振決国債</u>（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当社は、<u>投資信託受益権</u>について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、<u>投資信託受益権</u>の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、<u>投資信託受益権</u>の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当社は、<u>振決国債</u>について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>①・② (現行どおり)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、<u>振決国債</u>の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のクライアントサービスに直接ご連絡ください。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預かり金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、<u>振決国債</u>の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p>

<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。</p> <p>① <u>投資信託受益権</u>の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>投資信託受益権</u>の超過分（<u>投資信託受益権</u>を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</p> <p>② (省略)</p> <p>(機構において取り扱う<u>投資信託受益権</u>の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第15条 当社は、機構において取り扱う<u>投資信託受益権</u>のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における<u>投資信託受益権</u>の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>投資信託受益権</u>を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないとき</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に掲げる義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。</p> <p>① <u>振決国債</u>の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた<u>振決国債</u>の超過分（<u>振決国債</u>を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(機構において取り扱う<u>振決国債</u>の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第15条 当社は、機構において取り扱う<u>振決国債</u>のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における<u>振決国債</u>の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p> <p>(解約等)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>振決国債</u>を他の口座管理機関へ振替える等、ただちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同</p>
--	--

<p>も同様とします。</p> <p>①～⑩ (省略)</p> <p>2 前項による<u>投資信託受益権</u>の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。</p> <p><u>4</u> (省略)</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>投資信託受益権</u>及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第18条 法令の定めるところにより<u>投資信託受益権</u>の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (省略) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>投資信託受益権</u>の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>投資信託受益権</u>の振替をし 	<p>様とします。</p> <p>①～⑩ (現行どおり)</p> <p>2 前項による<u>振決国債</u>の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、ただちにお支払いください。</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている<u>振決国債</u>及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第18条 法令の定めるところにより<u>振決国債</u>の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (現行どおり) ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて<u>振決国債</u>の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、<u>振決国債</u>の振替をしなか
--	--

<p>なかつた場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>投資信託受益権</u>の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>投資信託受益権</u>の記録が滅失等した場合、又は第10条及による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損</p> <p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p>第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の<u>投資信託受益権</u>をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。</p>	<p>た場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、<u>振決国債</u>の振替又は抹消にただちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により<u>振決国債</u>の記録が滅失等した場合、又は第10条及による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ ウィブル証券アプリを使用して取引を行うにあたり、使用したユーザーID及びパスワード等とウィブル証券アプリに登録されているユーザーID及びパスワード等が相違ないものと当社が認めて、証券の売買、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損</p> <p>(機構非関与銘柄の振替の申請)</p> <p>第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の<u>振決国債</u>をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。</p>
書面名：一般債振替決済口座管理約款	
改定前	改定後
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、記名し、届出の印章を押なつしてご</p>

出ください。 ①～⑤ (省 略) 3～5 (省 略)	提出ください。 ①～⑤ (現行どおり) 3～5 (現行どおり)
書面名：外国為替取引約款	
改定前	改定後
(免責事項) 第11条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～⑤ (省 略) ⑥ 証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項の規定に基づき、お客様の取引注文を受託せず、もしくは無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (省 略)	(免責事項) 第11条 当社は、次の各号により生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。 ①～⑤ (現行どおり) ⑥ 証券総合取引約款第7条第2項及び第30条、並びに「インターネット取引規程」第10条、第12条第2項及び第17条第2項から第4項までの規定に基づき、 <u>お客様のサービス利用をお断りし</u> 、お客様の取引注文を受託せず、無効としもしくは執行せず、お取引を制限、変更、もしくは停止し、又はお預かりした金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑦～⑫ (現行どおり)
書面名：上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）	
改定前	改定後
【別紙】 手数料一覧 3. お振込み手数料 お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、銀行振込でお願いします。お振込み手数料は、お客様負担とさせていただきますので、お振込み手数料を加えた金額を振込み <u>（受取人負担）</u> ください。	【別紙】 手数料一覧 3. お振込み手数料 お取引にかかる売買代金等のお受払いにつきましては、銀行振込でお願いします。お振込み手数料は、お客様負担とさせていただきますので、お振込み手数料を加えた金額を振込みください。

※その他、誤記の訂正及び文言の統一を行っております。

以上

